

令和2年度

仙台市協働まちづくり推進助成事業 募集要項

複数団体が連携し、新たな機能や価値の創出を図りながら まちづくりに取り組む事業を募集します

多様な主体が連携することで、互いの持つ専門性やノウハウを生かし、新たな機能や価値を創出しながら、社会的課題の解決やまちの魅力の創造を図る取り組みを募集します。審査のうえ、事業費の助成と併せてコンサルティングや必要な専門家の派遣等のサポートを行います。

応募に際しては「事前相談」が必要となります。

○事前相談について（詳細は9頁をご覧ください）

事業内容や実施計画・申請書の書き方等に関する相談窓口を設けます。事前相談は予約が必要ですので、希望日時の2日前までに仙台市市民活動サポートセンターまでお申し込みください。

※申請にあたっての注意事項等も説明しますので、必ず事前相談を行ってください。
※事前相談の際には事業申請書等を作成いただく必要はありません。

○事業申請の締め切り

令和2年2月21日（金）17時まで

※土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付します。
※市民協働推進課へ直接持参に限ります。

<お問い合わせ先、事業申請書等の提出先>

仙台市 市民局 協働まちづくり推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:022-214-8002 / FAX:022-211-5986 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp

<事前相談のお申し込み先>

仙台市 市民活動サポートセンター

仙台市青葉区一番町四丁目1番3号

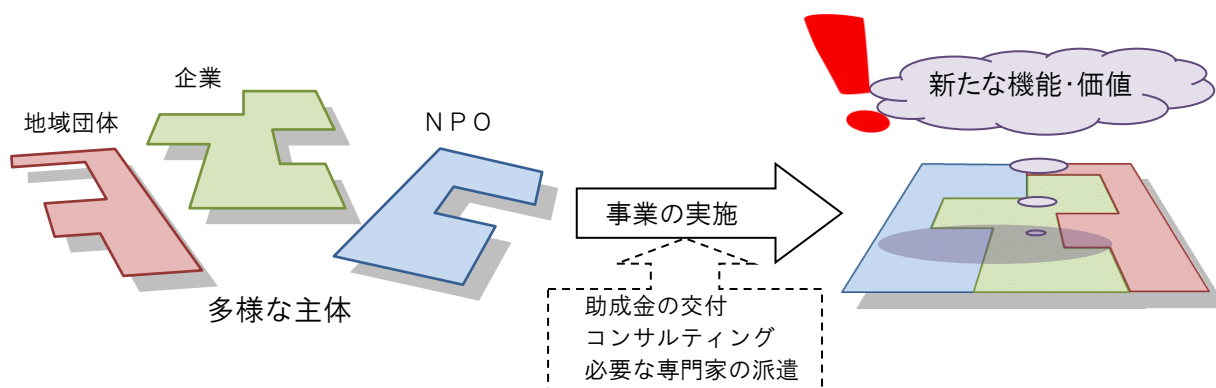
TEL:022-212-3010 / FAX:022-268-4042 / Eメール: sendai@sapo-sen.jp

1 本事業のねらい

昨今、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増していますが、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりの重要な手法である協働を一層推進していく必要があります。

本事業では、市民活動の持つ自由な発想や迅速性、先進性といった強みを生かし、多様な主体が協働により実施する、社会的課題の解決やまちの魅力を創造を図る取り組みに対して、助成金の交付と併せてコンサルティングや必要な専門家の派遣等のサポートを行います。

協働のノウハウやネットワーク等が地域に継承され、助成期間の終了後にも、さまざまな場所で、さまざま主体が力を合わせ、仙台市の持続的な発展につながる取り組みが生み出されていくための土壌をつくることを目的としています。



【令和元年度事業における団体の組み合わせの例】

- **ハーブ栽培を核に 地域包括ケアシステムのスムーズな構築を目指して**
 - 八木山連合町内会
 - 八木山地区社会福祉協議会
 - 日本赤十字八木山地区奉仕団

ハーブ栽培等をツールとして、地域住民同士のふれあいの場を創出し、顔と顔の見える関係性を築くことで、地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- **関山街道・さくらプロジェクト**
 - 関山街道フォーラム協議会
 - 愛子宿めぐり実行委員会

桜を切り口に関山街道沿いの取り組みをつなぐとともに、桜の写真コンテストの実施やフォーラムの開催等により地域の魅力を発信することで、観光客や交流人口の増加を目指す。
- **子どもの夢をかなえるプロジェクト(ゆめのおむすび)**
 - 国分町駆け込み寺
 - 一般社団法人 SC.FIELD

学校や社会の中で生きづらさを感じ、周囲の理解と支援を必要としている子どもたちに対して、社会に馴染むための環境を定期的に提供し、子どもたちが自分の夢や目標をかなえるためのサポートを行う。

2 募集する事業

(1) 募集する事業について

複数の団体^(※)が連携して社会的課題の解決やまちの魅力の創造に取り組み、団体単独ではなし得なかった新たな機能や価値の創出を図る事業を募集します。

※対象となる団体については4頁をご覧ください。

募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるもので、市内における社会的課題の解決やまちの魅力の創造に資するもの
- ② 2 団体以上が協働により実施することで、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であるもの
- ④ 互いの持つ専門性やノウハウを生かし、団体個々の取り組みだけではなし得なかった新たな機能・価値を創出するもの
- ⑤ 先進性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑥ 事業計画及び予算の見積もりが適正であるもの

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 営利を目的とした団体が中心となって行われるもの
- ③ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ④ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ⑤ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑥ 仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの、若しくは仙台市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ 法令、条例等に違反するもの

※ 民間の助成金等との併用は可能です。(市が実施する他の支援制度との併用及び併願はできません)

※ 市が実施する他の支援制度の活用が望ましい事業の場合、当該支援制度の活用を優先して検討いただく場合があります。

(2) 事業期間について

事業期間は、助成事業として仙台市が決定した日(令和2年4月上旬予定)から翌年3月31日までです。

ただし、翌年度一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の申請をいただき、審査を受ける必要があります。

事業の継続については、単に前年度と同じ取り組み内容とならないよう、目的達成のための段階的なステップとして実施するものや、一年目の活動を通して新たに把握した課題に対して有効にアプローチできる内容としてください。

※詳しくは申請書記載例をご覧ください

3 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他の団体であって、次のすべての要件を満たすことが必要です。（※各申請団体において要件を満たす必要があります。）

- ① 市内に活動場所を有すること
- ② 5名以上で構成される組織であること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること
- ④ 予算及び決算を適正に行っていること
- ⑤ 1年以上継続して活動していること
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

4 事業費の助成

(1) 助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、300万円を上限として予算の範囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

※ 民間の助成金等を事業費に組み込む場合は、当事業の助成金より優先して事業費に充ててください。

(2) 助成対象経費

対象経費費目	例	助成率
1. 人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費	10分の9
2. 報償費	外部の講師等に支払う謝礼など	
3. 旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費、事業実施に必要な交通費など	
4. 消耗品費	文房具、コピー用紙など	
5. 印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など	
6. 通信運搬費	切手代や宅配料など	
7. 使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など	
8. 施設等の整備費	事業実施に必要な施設等の改修費など ^(※)	2分の1
9. 設備備品購入費	購入単価が2万円(消費税及び地方消費税を含む)以上の物品の購入費 ^(※)	

※ 費目8及び9に係る助成金の額を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とします。

原則、賃借やリースで対応することとしますが、やむを得ず施設等の整備や備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取り組みの趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。

なお、購入単価が2万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の物品は、消耗品費の対象となります。

(3) 対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打合せでの飲食費、被服費、その他の事業に直接関わらない経費は対象とはなりません。

5 サポート内容等

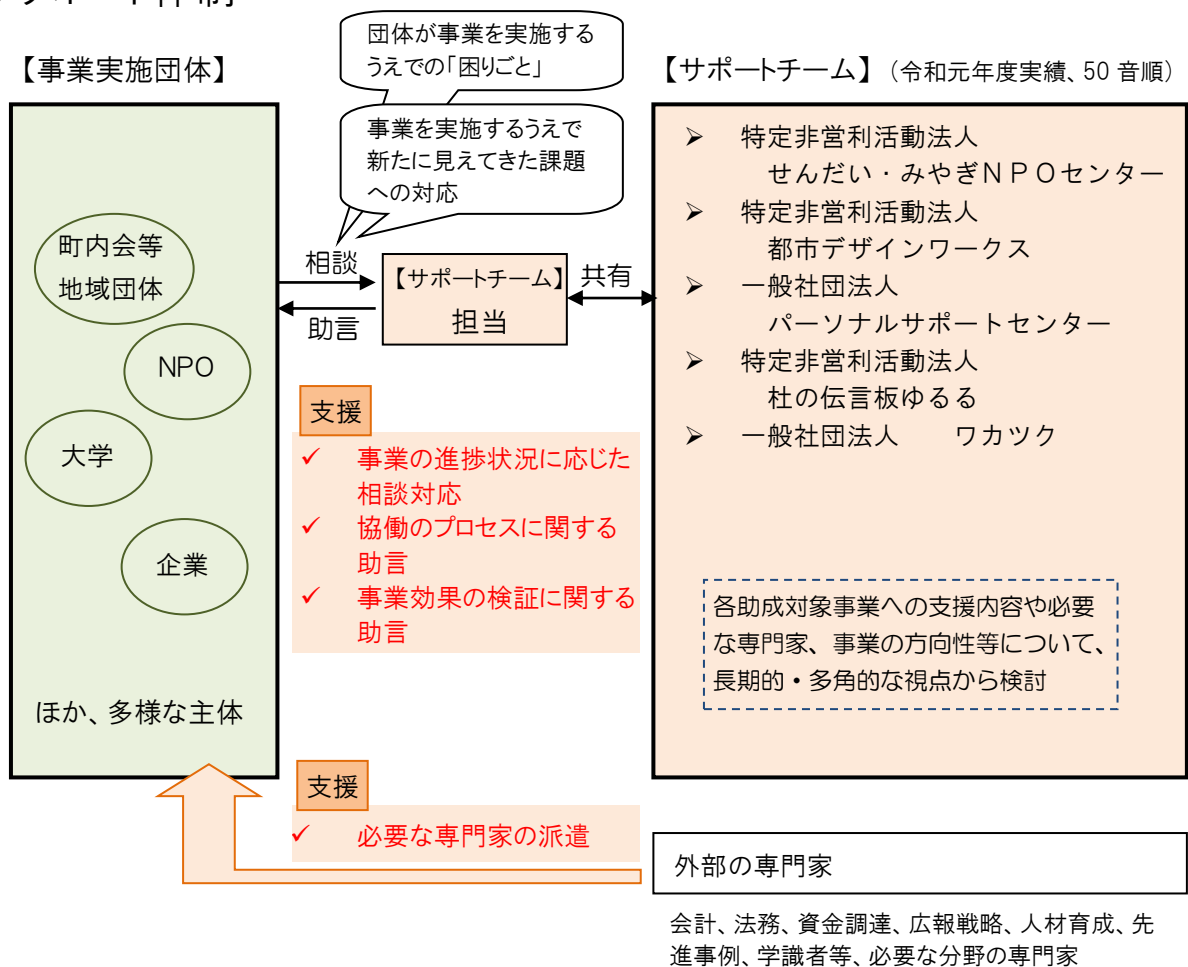
(1) サポート内容

複数の団体が連携し、目的を共有して課題の解決に取り組むためには、合意形成の進め方や役割分担、事業の将来像の共有など、さまざまな場面で協働のノウハウが必要となります。また、事業の実施をとおして初めて見えてくる課題や、長期的・多角的な視点で事業の方向性の整理なども必要です。

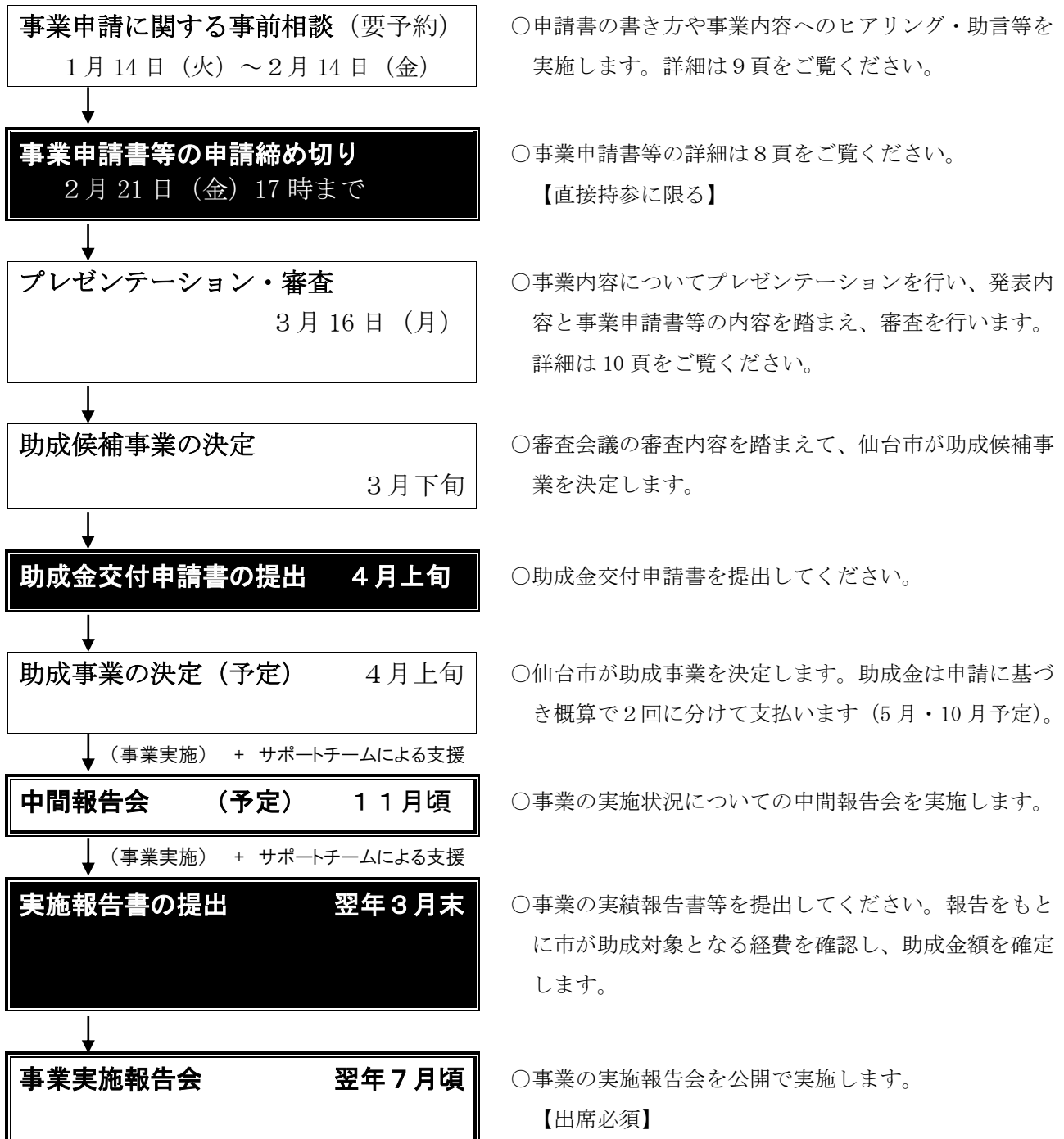
これらに対し、市民活動を支援する活動を行っている仙台市内の団体等により構成される「サポートチーム」から、助成対象事業ごとに担当を割り当て、事業の相談役となり、団体が事業を実施する上での「困りごと」「悩みごと」等に対し、助言等を行います。

サポートチームは、担当をとおして各助成対象事業の実施状況を共有したうえで、支援内容や必要な専門家、団体の事業の方向性等について長期的・多角的な視点から検討して、フィードバックします。

(2) サポート体制



6 事業申請から事業実施までの流れ



7 事業の申請方法

(1) 事前相談

応募に際しては、「事前相談」が必要となります。（詳細は9頁をご覧ください。）

事前相談終了後、事業申請書等の提出を受け付けます。

(2) 事業申請書等の提出

以下の提出書類を市民協働推進課まで直接持参してください（郵送不可）。

< 提出書類 >

- ✓ 事業申請書(第1号様式)
- ✓ 団体概要書(第2号様式)・・・各申請団体分必要です。
- ✓ 事業収支予算書(第3号様式)
- ✓ 団体に関する次の書類・・・各申請団体分必要です。
 - ・各団体の定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・各団体の役員名簿及び会員名簿
 - ・各団体の前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・各団体の前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・各団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレットなど)
 - ・各団体の市税納付状況調査申請書(第4号様式)又は市税の滞納がないことの証明書(当該申告の義務を有する団体のみ)
 - ・各団体の消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(当該申告の義務を有する団体のみ)
 - ・各団体の暴力団と関係がないことの誓約書(第5号様式)

※各様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

(URL:)<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r2kyodojoseibosyu.html>

< 申請締め切り > 令和2年2月 21 日(金) 17 時

< 受付時間 > 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)

8 事業申請に関する事前相談

(1) 事業申請に関する相談

仙台市市民活動サポートセンター(サポセン)にて事業申請に関する相談をお受けいたします。
事業の概要がまとまり次第、必ずご相談ください。

(2) サポセンでの事前相談申し込み

事前相談の内容・申し込み方法等については以下のとおりです。

- ✓ **内容:** 申請にあたっての注意事項を説明します。また、申請内容に関するヒアリングや申請書の書き方についての助言等を行います。

- ✓ **相談日時:** 各1時間程度(○は受付日時)

時間帯/日付	1/14	1/16	1/17	1/18	1/21	1/24	1/27	1/28
曜日	(火)	(木)	(金)	(土)	(火)	(金)	(月)	(火)
午前(10時~12時)		○	○				○	
午後(14時~16時)	○	○		○	○	○	○	○
夜間(18時~20時)						○	○	○

時間帯/日付	1/29	2/2	2/3	2/5	2/8	2/10	2/14
曜日	(水)	(日)	(月)	(水)	(土)	(月)	(金)
午前(10時~12時)			○	○	○		
午後(14時~16時)	○	○	○	○	○	○	○
夜間(18時~20時)	○						○

- ✓ **相談場所:** 仙台市市民活動サポートセンター
仙台市青葉区一番町四丁目1番3号
- ✓ **申込方法:** 「相談予約票」を相談希望日の2日前までにFAX
またはEメールにてご提出ください。

※「相談予約票」は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

(URL: <https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r2kyodojoseibosyu.html>)

事前相談申し込み先

【市民活動サポートセンターあて】

FAXの場合: 022-268-4042

メールの場合: sendai@sapo-sen.jp

9 事業の決定方法

(1) 決定方法

有識者等による協働まちづくり推進助成事業審査会議を経て、仙台市が助成事業を決定します。審査は、書類審査とプレゼンテーションです。

応募が多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合があります。

(2) 事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、社会的課題の解決やまちの魅力の創造のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・2 団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。 ・団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか。 ・各団体の長所が十分発揮されるか。
③ 事業効果	・事業内容が、社会的課題の解決やまちの魅力の創造に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、さらなる取り組みが実施されるなどして、今後も含め社会的課題の解決やまちの魅力の創造に寄与するか。
⑥ 新たな機能・価値	・新たな機能・価値を創出するための工夫がなされているか。 ・先進性、独自性があるか。
⑦ 適格性	・本事業のサポートメニューにより、事業効果の向上や協働のノウハウの蓄積・定着、事業実施基盤強化が見込まれる取り組みであるか。

(3) 予定事業数

4事業程度を決定します。

(4) その他

- ✓ 事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。
- ✓ 助成金の交付手続きは、令和2年度予算が議決され、発効した後に、予算の範囲内において行うものとします。

10 その他

(1)実績報告書の提出及び助成金の精算

助成金は概算で支払い(5月と10月を予定)、事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費及び助成金額を確定します。概算払いにより交付した金額が、確定した助成金の額を超えるときは、その超える部分について指定する期日までに仙台市へ返還いただきます。

<提出書類>

- ・実績報告書(第12号様式)
- ・事業実施報告書
- ・収支決算書
- ・助成対象経費支出内訳書
- ・助成対象経費支出に係る領収書の写し
- ・民間の助成金等を活用している場合は、決定通知などの助成金額が分かる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(2)実施報告会の開催(※出席必須)

令和3年7月頃に、令和2年度事業の実施報告会を公開で開催する予定です。1年間の事業の実施報告をしていただき、報告に基づいて協働まちづくり推進助成事業審査会議の審査委員が講評を行います。

仙台市協働まちづくり推進助成事業 Q&A

募集事業について

Q1 同一団体が複数の事業申請を行うことは可能か。

A1 事業の実現性などの点から1団体1事業までとなります。

Q2 他の支援制度との併用は可能か。

A2 国や県、民間の支援制度との併用は可能ですが、市が行う支援制度との併用及び併願はできません。また、市が実施する他の支援制度の適用が望ましい事業は、当該支援制度の活用を優先して検討いただく場合があります。詳しくは事前相談にてご相談ください。

対象となる団体について

Q3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q4 個人での事業申請はできないのか。

A4 複数の団体が、それぞれの持つ専門性を生かしながら取り組むことで、新たな機能や価値を生み出し、団体に協働のノウハウやネットワークが構築されることを目的としていますので、個人は対象外となります。

Q5 協働の相手方について、異なる属性同士の協働が必要か。例えば大学と大学の協働の場合は対象外か。

A5 強みや専門分野が異なり、相応の役割を持って互いを補い合える取り組みであれば、同じ属性の団体間の協働でも構いません。

Q6 協働する団体数は2団体より多くなってもよいか。

A6 複数の団体による申請であればよく、例えば3～4団体での応募も可能です。

Q7 代表団体以外の団体も応募要件を満たしている必要があるか。

A7 全ての申請団体が応募要件を満たしている必要があります。

事前相談について

Q8 市民活動サポートセンターへの相談は、事業申請書等の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A8 市民活動サポートセンターへの相談は、申請内容をより具体的で実現性の高いものとするため事業申請書の提出前に行います(必須)。団体から市民活動サポートセンターに事前に申し込みをしてください(要予約)。

事業費等について

Q9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、申請できるか。

A9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、申請ください。

Q10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A10 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q11 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するということか。

A11 助成金は概算でお支払いし、事業終了後に提出いただいた実績報告書等をもとに助成金額を確定します。概算払いにより交付した金額が、確定した助成金額を超えるときは、その超える部分について指定する期日までに仙台市へ返還いただきます。

Q12 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A12 支出経費は事業期間内(事業対象年度)に、実施・支払いが行われるものに限り計上できません。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q13 民間の助成金や事業収入の会計上の取り扱いはどうなるか。

A13 民間の助成金や、サービスの提供や物品の販売等により得られた事業収入等は、収入の部に計上し、事業の実施に必要な経費に充ててください。民間の助成金や事業収入、当事業の助成金等を含めた収入総額が、支出総額を超えた金額を収益として扱い、収益分は助成金から精算(戻入)を行います。

Q14 フォーラム等に専門家に登壇してもらう際の謝礼は、専門家派遣の経費として市が負担するのか。

A14 当助成事業で派遣する専門家は、事業実施団体へのノウハウの蓄積や運営体制強化のための助言を目的とし、具体的には、先駆的団体からの運営に関する助言や、関連法令関係の専門家からの助言、広報戦略一般に関する助言等を指します。外部の方を対象とした講演などは、謝金として事業費に計上してください。

また、具体の成果物の作成を依頼する場合(デザイナーに地域マップのデザインをお願いする等)も、事業費からの支払いをお願いします。

Q15 団体内部での打合せの飲食費は助成対象外とあるが、フォーラム等で外部から講師を招聘した場合の飲食費も対象外となるのか。

A15 団体内の打合せに係る飲食費はお茶等も含めて全て助成対象外です。外部からの参加者や講師等を含めたイベント等では、お茶/お茶菓子程度までは対象となります。食育や料理教室等を通じた多世代交流イベントなど、食糧の提供が事業そのものに直結する場合、食材に要した経費は事業費とみなせるため助成対象となります。

Q16 事業の実施中に、事業内容が変更となった場合、それに伴う助成金の増額は認められるか。

A16 原則として助成金の増額は認められず、交付決定した助成金額の範囲内で対応していただくこととなりますが、事業の実施にあたり、必要な調査を新たに実施する場合は認められることがあります。事業内容に変更がある場合には予め必ずご相談ください。

その他

Q17 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A17 実施団体に帰属します。成果物には「この〇〇は、〇〇年度仙台市協働まちづくり推進助成事業の助成金を活用して作成しています」等の表示をしてください。

Q18 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A18 「地域」の範囲は行う事業よって異なります。仙台市全域を対象とする事業ならば「地域」は仙台市となりますし、各区や各町内会を対象とする事業ならば「地域」は各区や各町内会となります。